

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項



1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、本市固有の歴史的風致の維持向上を目的に、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行う。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用、歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備、伝統的な祭礼・行事の継承などに寄与する整備事業を行うとともに、伝統産業の保護育成、歴史まちづくりに対する市民意識の向上、歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進などのソフト事業も併せて展開する。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、行政の関係部局における適切な役割分担のもとで連携し、地域住民や関連団体との協力により適切な維持管理を行う。また、必要に応じて所有者等に対しても適切な助言・指導を行う。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考えに基づき、計画期間内に以下の事業を推進する。

なお、実施にあたっては、国や県からの補助制度を有効に活用していくよう検討するものとする。

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業

- 1－1. 伝統的建造物公開活用事業
- 1－2. 歴史的風致形成建造物保存整備事業
- 1－3. 伝統的建造物保存修理事業
- 1－4. 伝統的建築物保存技術継承支援事業

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業

- 2－1. 本町通り整備事業
- 2－2. 桐生新町伝建地区及び周辺整備事業
- 2－3. 景観阻害物調査改善事業

(3) 伝統産業の保護育成のための事業

- 3－1. 伝統産業周知啓発事業
- 3－2. 伝統産業保護育成事業
- 3－3. 地場産業振興事業
- 3－4. 織物体験事業

(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業

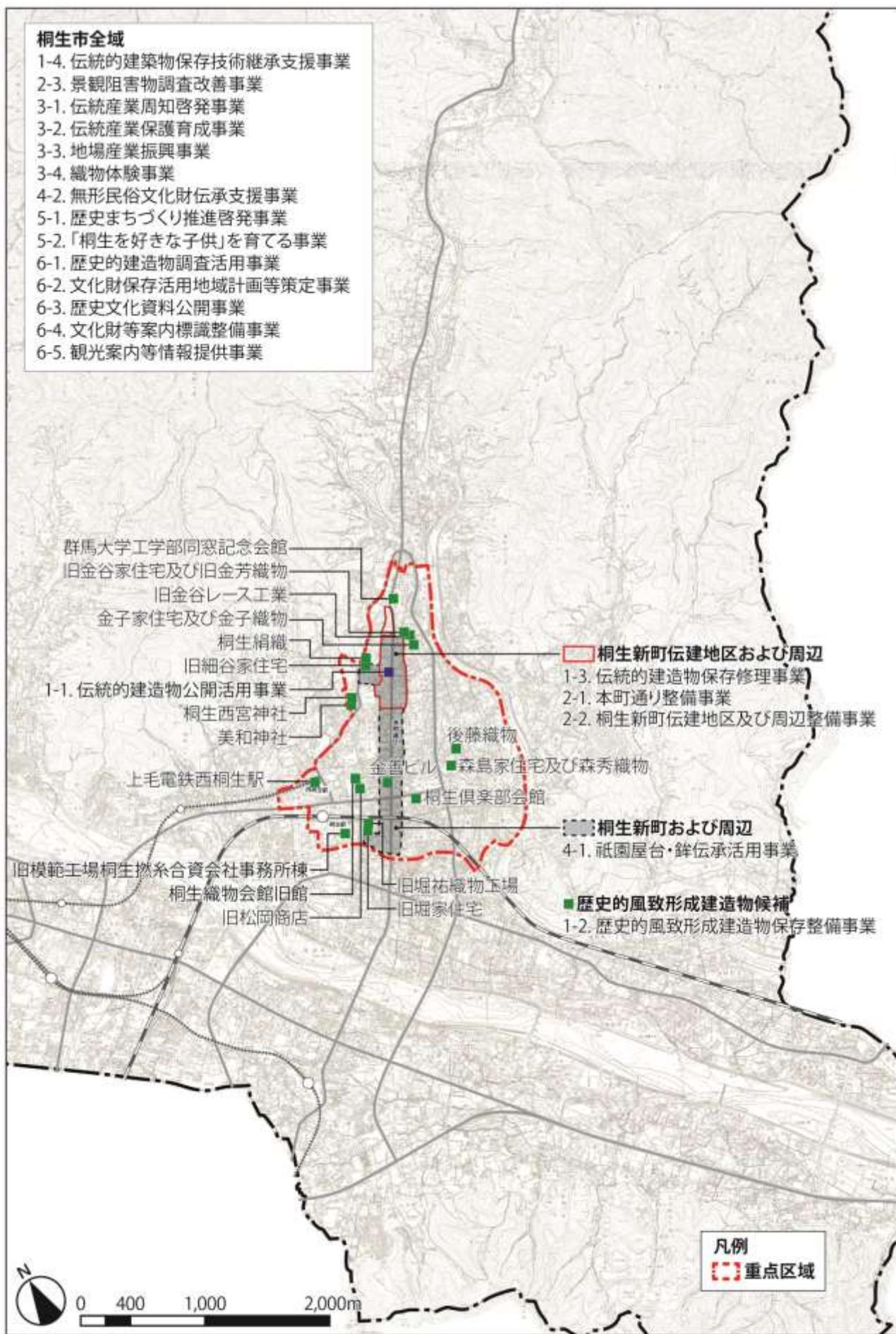
- 4－1. 祇園屋台・鉾伝承活用事業
- 4－2. 無形民俗文化財伝承支援事業

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業

- 5－1. 歴史まちづくり推進啓発事業
- 5－2. 「桐生を好きな子供」を育てる事業

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進ための事業

- 6－1. 歴史的建造物調査活用事業
- 6－2. 文化財保存活用地域計画等策定事業
- 6－3. 歴史文化資料公開事業
- 6－4. 文化財等案内標識整備事業
- 6－5. 観光案内等情報提供事業



歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業の実施箇所

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用のための事業

		事業番号	1-1
事業名	伝統的建造物公開活用事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成28年度～令和8年度		
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業・群馬県文化財保存事業・市単独事業		
事業箇所	重点区域		
	地域の歴史や伝統産業に関する資料展示等を行い、当地区の歴史的な価値について理解を深めるために、補助金を活用して桐生新町伝建地区にある伝統的建造物を取得し、活用を図る。		 旧眞尾邸
事業概要	 事業の実施箇所		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区の歴史・伝統・文化を地域の魅力として発信することを目的に、当施設の公開活用を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	1-2
事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業		
事業主体	桐生市・所有者等		
事業期間	平成30年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	重点区域		
事業概要	地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のため、その保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。また、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観の保全に係る修理・修景に対して支援する。		
<p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物候補の位置</p>			
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物は、重点区域内において、歴史的風致を形成する要素となることから、保全のための適正な維持・管理について、所有者等を支援していくことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

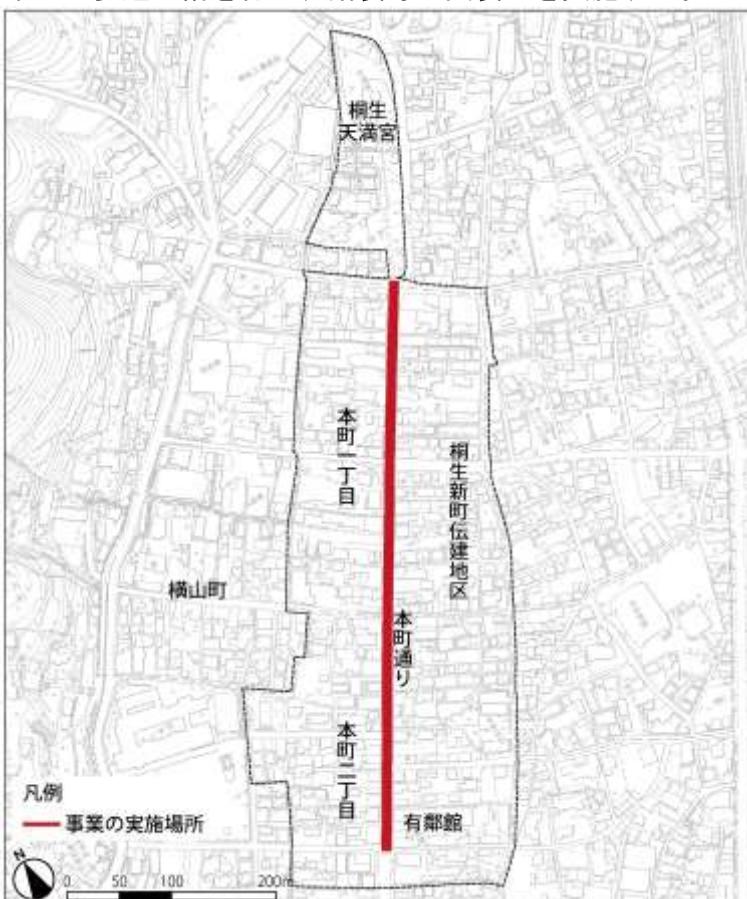
事業番号 1-3

事業名	伝統的建造物保存修理事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成25年度～令和8年度
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業・群馬県文化財保存事業・市単独事業
事業箇所	重点区域（桐生新町伝建地区）
事業概要	<p>桐生新町伝建地区の特定物件の保存修理を実施する事業者に対し、修理に掛かる経費に対し補助金を交付する。</p> <div style="text-align: center;">  <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 修理前 修理後 </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区内において、歴史的建造物の保存継承を図ることで、歴史的な町並みや周辺環境に調和した景観が適切に保全・形成されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-4

事業名	伝統的建築物保存技術継承支援事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>歴史的建造物の保存・活用の促進に向けて、伝統工法や技術を継承するための専門家を育成する団体等の支援を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 様々な職人が集まり 技術等を学ぶ 歴史的建造物の修復現場を視察 </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の伝統建築を支える人材を育成することで、歴史的建造物の継続的な保存活用につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業

		事業番号	2-1
事業名	本町通り整備事業		
事業主体	群馬県		
事業期間	平成25年度～令和5年度		
事業手法	防災・安全交付金（道路事業）		
事業箇所	重点区域（桐生新町伝建地区）		
事業概要	<p>桐生新町伝建地区内の本町通りを、歴史的な町並みとの調和を図るために、電線類地中化と歩道整備を行い、舗装等の美装化を実施する。</p>  <p>事業の実施箇所</p>		
 <p>電柱等が景観を阻害し 歩道が狭く危険な本町通り</p>		 <p>本町通り整備イメージ</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本町通りを歴史的な町並みに調和した道路に整備することで、桐生新町伝建地区としての歴史的な景観形成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>		

事業番号 2-2

事業名	桐生新町伝建地区及び周辺整備事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成31年度～令和8年度
事業手法	社会资本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）・市単独事業
事業箇所	重点区域
事業概要	<p>桐生新町伝建地区及びその周辺地区において、周辺景観に配慮した市道の美装化や歩道整備とともに、地域の魅力を満喫できるように、周辺環境整備を行う。また、本町通りに直行する路地は、昔から地元の人々により路地名が名づけられ、親しまれてきた。路地名から地域の歴史や伝統文化を再認識するために説明板等により情報を提供する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>酒屋小路整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">  <p>横町の状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>山手通り周辺の状況</p> </div> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区及び周辺地区において、伝統的建造物保存修理事業などの町並み整備に合わせた環境整備を行うことで、一体性のある歴史まちづくりが可能になる。また、路地名を周知することで、その地域の歴史や伝統に関する理解が深まるところから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 2-3

事業名	景観阻害物調査改善事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>桐生市景観計画を策定し、群馬県から屋外広告物条例を移譲されたことから、景観を阻害している建築物や屋外広告物の改善に向けて現状調査し、実態を把握したうえで指導や相談を行う。</p>  <p>周辺景観と調和する建築物のイメージ</p>  <p>周辺景観に配慮した屋外広告物のイメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区をはじめとした歴史的な景観を保全し、桐生らしい景観形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) 伝統産業の保護育成のための事業

		事業番号	3-1
事業名	伝統産業周知啓発事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成24年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	<p>織物にゆかりの深い建物を活用して織物産業関連資料を展示し、織物に関する歴史や技法の理解を深める機会を創出する。</p> <p>また、伝統産業における各工程や技法を、ホームページや動画等、各メディアを活用しながら、情報発信を行うとともに、見学や体験イベントなどを通して、周知啓発を図る。</p>	 織物会館での展示	 伝統工芸士による把つり体験
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	織物産業資料を展示することにより「織都・桐生」の認識を深めるとともに、直接、織維産業の歴史や伝統的な織物技法に触れる機会を創出する。また、減少しつつある伝統産業の生業や技術の高さを周知啓発することで、市民の理解と関心が醸成されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	 整経の仕組みを分かりやすく展示	

		事業番号	3-2
事業名	伝統産業保護育成事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	昭和39年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	<p>本市の伝統産業である織維産業は、生活様式の変化等による需要の変化への対応や技術の継承が課題になっているため、新商品の開発や新たな販路の開拓により、経営体质強化を図る。また、桐生織物に携わる職人の高齢化や新規就労者も少ないとから、伝統技術の継承や後継者を育成する環境を整えることで、伝統産業を保護・育成を図る。</p>  <p>新製品開発事業</p>   <p>海外での展示会</p> <p>和装のイメージ</p>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	時代の変化や消費者の嗜好に対し柔軟に対応していくことによって、産地桐生が一体となり、伝統産業である織維産業を発展させていくことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

事業番号 3-3

事業名	地場産業振興事業
事業主体	桐生市
事業期間	昭和62年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>織維産業などの地場産業の振興・育成・発展を目的に公益財団法人桐生地域地場産業振興センターに対する運営経費の補助とともに、商品開発、情報収集提供事業補助、人材育成等支援事業補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>織維大学</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>テキスタイル・プロモーション ショーの様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域経済の基盤強化と地場産業の健全な育成を図ることで、本市の伝統産業である桐生織物の伝統技術の継承や後継者を育成する環境づくりにつながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 3-4

事業名	織物体験事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成26年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>「桐生織 伝統工芸士」及び桐生織物協同組合事務局職員が学校へ出向き、学年単位で織物の仕組みや織物製品、伝統工芸品の特性、技法、原材料についての講話をを行う。また、児童一人一人が実際に織機を使い、その仕組みを学びながら、織物製品を手織りで製作する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>伝統工芸士による桐生織の説明を受ける子ども</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>実際の織機で織物体験</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の児童・生徒が伝統産業である絹織物について、講話と手織り体験を通して絹織物の美しさや優れた点を学び、郷土桐生の伝統のすばらしさを実感することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(4) 伝統的な祭礼・行事の継承のための事業

		事業番号	4-1
事業名	祇園屋台・鉾伝承活用事業		
事業主体	桐生市・桐生祇園祭保存会 桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会		
事業期間	平成26年度～令和8年度		
事業手法	文化遺産を活かした地域活性化事業（平成26年度～平成28年度）・文化遺産総合活用推進事業（平成29年度～平成30年度）・地域文化財総合活用推進事業（令和元年度～令和3年度）・市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	<p>江戸文化を色濃く残した桐生祇園祭において、本町各町会で所有している祇園屋台と鉾の損傷している部分を修理したうえで、文化財指定や常設展示を含めた公開方法について検討する。</p> <p>また、桐生祇園祭の次世代の後継者を育成するために、子供たちを対象としたお囃子の講習会や桐生祇園祭の歴史・風習を学ぶ講座を開催する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>祇園屋台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>祇園屋台の車輪の修復</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>祇園囃子の練習会の様子</p> </div>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>祇園屋台、鉾の修理を継続的に行することで、全国に誇れる祇園屋台、鉾を次世代に継承していく基盤が整うとともに、文化財指定や一般公開により歴史や伝統文化の保全と祭礼・行事の継承が図られる。</p> <p>また、お祭りを継承していく担い手を育成していくために、桐生祇園祭の歴史・風習を学び、祭りに欠かせないお囃子を練習する機会を創出することによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>		

事業番号 4-2

事業名	無形民俗文化財伝承支援事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>市指定の文化財に限り、老朽化により保存や更新が難しくなっている祭礼・行事で使用する用具等の更新支援や修理のための情報提供を行う。また、資金不足や後継者不足により、記録化が図られていない祭礼・行事について、調査・研究を進めて記録化の支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>神楽で使用する太鼓を締める</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>劣化が進む神楽面</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>維持管理が大変な獅子頭</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	老朽化した祭礼・行事の用具等の更新支援を行うことで、保存団体の経費負担の軽減が図られる。また、祭礼・行事の記録化によって後世に継承していく環境が整うことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上のための事業

		事業番号	5-1
事業名	歴史まちづくり推進啓発事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成29年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	<p>本市の歴史文化資産や歴史まちづくりに関連するシンポジウム・講演会・バスター等を開催する。</p> <p>また、歴史的風致維持向上支援法人の設立を視野に、歴史まちづくりに関連する事業について、本市との適正な役割分担のもとで事業を遂行できるまちづくり団体等の設立を支援する。</p>	  	<p>屋台で行われた シンポジウムの様子</p> <p>説明に耳を傾ける バスター参加者</p> <p>歴史的建造物で 行う講演会</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民の歴史的風致に対する認識を深め、郷土に愛着と親しみが持てるよう、地域の歴史・文化・伝統を身近に感じ、再認識できる機会を創出する。また、地域住民やNPO法人などの民間活力の活用を図り、歴史まちづくりに関連する事業を柔軟かつ円滑に推進することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号	5-2
事業名	「桐生を好きな子供」を育てる事業		
事業主体	桐生市		
事業期間	平成13年度～令和8年度		
事業手法	市単独事業		
事業箇所	市全域		
事業概要	「桐生を好きな子供」を育てる事業における歴史や文化遺産の体験事業により、地域住民との交流等を通して桐生の歴史や伝統文化に直接触れる様々な活動体験を行い、郷土愛を育成する。	 	<p>歴史的建造物の話を聞く子供たち</p> <p>文化財を巡る子供たち</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の歴史や伝統文化、郷土への愛着を持った子どもに育てることで、将来にわたり主体的に地域社会に貢献し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進ための事業

		事 業 番 号	6-1
事 業 名	歴史的建造物調査活用事業		
事 業 主 体	桐生市		
事 業 期 間	平成31年度～令和8年度		
事 業 手 法	市単独事業		
事 業 範 所	市全域		
	<p>伝統的建築物保存技術継承支援事業と連携し、地域固有の歴史的資源である歴史的建造物の保存活用のため、建造物の現地調査と活用に向けた相談体制の構築を図る。</p> <p>また、既設の空き家・空き地バンクのホームページの掲載において、歴史的建造物に特化した物件紹介等の情報提供を行い、所有者と利活用希望者との相談体制の構築を図る。</p>	 <p style="text-align: center;">現地調査の様子</p>	
事 業 概 要		 <p style="text-align: center;">空き家・空き地バンク（桐生市ホームページ）</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物活用のための基礎資料を作成するとともに、歴史的建造物の利活用に関する情報提供や相談体制を構築することで、歴史的建造物の保存活用が促進されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

事業番号 6-2

事業名	文化財保存活用地域計画等策定事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成26年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	<p>地域に存在する文化財を総合的に把握し、その保存及び活用に関する基本的な方針を定める「文化財保存活用地域計画」策定に向けた調査を行う。また、現在の市史は、編さんされてから50年以上が経過していることから、新たな市史の編さんに向けた検討を行う。</p>  <p>50年以上経過した桐生市史</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	目指す方向性や具体的な事業を定め取り組んでいくことで地域における文化財の計画的な保存・活用が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 6-3

事業名	歴史文化資料公開事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	本市の歴史文化に関する資料の収集、保全を進めるとともに、希少な郷土資料やゆかりのある人物などに関する資料を公開し活用する。
	 <p>公開展示の様子</p>  <p>様々な企画展示</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史と文化に関する知識の普及と教養の向上により、将来に向けた本市の発展と文化の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 6-4

事業名	文化財案内標識整備事業
事業主体	桐生市
事業期間	昭和40年度～令和8年度
事業手法	ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金（平成30年度）・市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	市指定文化財等のうち、建造物や史跡などの看板設置が可能な物件について、その歴史的価値を解説した説明板や案内標識を設置する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	
 	
文化財案内標識 文化財の説明	

事業番号 6-5

事業名	観光案内等情報提供事業
事業主体	桐生市
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業手法	市単独事業
事業箇所	市全域
事業概要	桐生新町伝建地区等に訪れた観光客が歴史や文化を学びながら観光活動を楽しむ環境を整えていくために、行政、観光関係者、民間事業者、NPO法人、地域の住民などが連携して観光情報等を提供する。
 	
観光案内の様子 観光案内パンフレット	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市を訪れる観光客等に対して、歴史的、文化的な資源について的確に情報提供を行うことで、文化振興と観光振興が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。